

# 特定非営利活動法人銀ちゃんの家

## 重要事項説明書

### 指定介護予防小規模多機能型居宅介護及び 指定小規模多機能型居宅介護事業所

当事業所は介護保険の指定を受けています  
【豊岡市指定 第2894400072号】

当事業所は、ご契約者に対して小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要支援、要介護認定(以下「認定等」)の結果、認定された方が対象となります。認定等をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能ですが、会員登録制となりますので定員いっぱいではなければ利用することができます。

#### § 目 次 §

1.	事業者	.....
2.	事業所の概要	.....
3.	契約締結からサービス提供までの流れ	.....
4.	職員配置状況	.....
5.	当該事業所が提供するサービスと利用料金	.....
6.	サービス利用をやめる場合	.....
7.	サービス提供における事業者の義務	.....
8.	サービス利用に関する留意事項	.....
9.	損害賠償について	.....
10.	苦情の受付について	.....

## 1. 事業者

- (1) 法人名 特定非営利活動法人 銀ちゃんの家
- (2) 法人所在地 豊岡市泉町 7-30
- (3) 電話番号 (0796) 23-8301
- (4) 代表者氏名 葉賀 由美子
- (5) 設立年月日 平成14年 1月11日

## 2. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 木造 2階建て
- (2) 建物の延べ床面積 294, 7㎡
- (3) 周辺環境 商業地域に近い住宅地にあり、 静かな環境の中にある。

## 事業所の説明

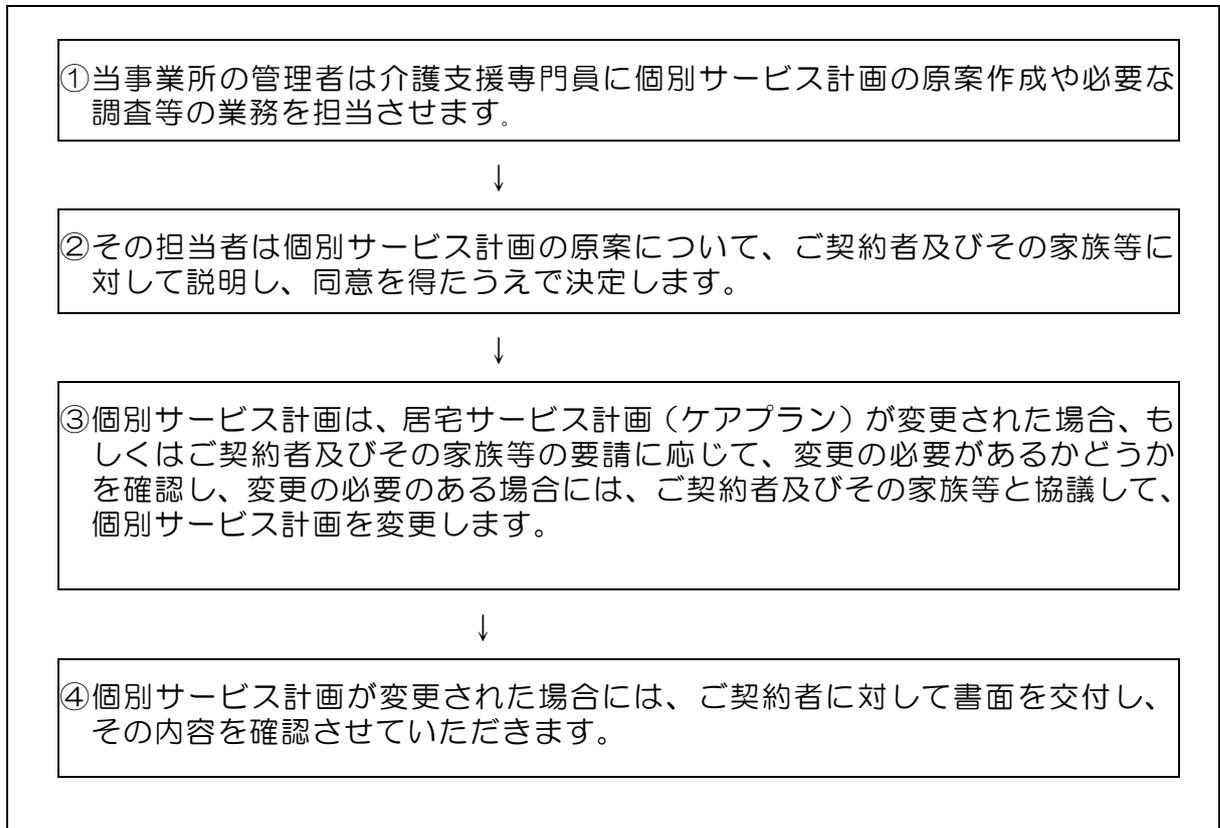
- (1) 種類 指定小規模多機能型居宅介護及び、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所  
単独型  
平成21年 5月 1日 指定豊岡市
- (2) 目的 通いサービスを中心として、利用者の様態や希望に応じて、訪問介護サービスや宿泊サービスを組み合わせてサービスを提供するという弾力的なサービス提供を基本とする。家族の中での生活できるよう支えていく。と同時に介護者の介護負担の軽減に努め、長く在宅に住み続けられるよう援助していく。
- (3) 名称 特定非営利活動法人 銀ちゃんの家
- (4) 所在地 豊岡市泉町7番30号  
交通機関 JR豊岡駅徒歩15分
- (5) 電話番号及びFAX番号 電話 0796-22-7110 FAX0796-24-0252
- (6) 管理者氏名 葉賀 晴彦
- (7) 運営方針 ご契約者に家庭的な場所で普通の生活を提供することで、情緒的安定と生活のなかでのリハビリテーションを計るとともに、 家庭や地域社会で継続して生活ができるよう、ご契約者及びその家族を援助します。
- (8) 開所（サービス開始）年月 平成 21年 5月 1日
- (9) 通常の事業の実施地域 旧豊岡市
- (10) 開設日及び営業時間 365日24時間

開設日	営業時間	利用の仕方	定員
通所時間	9:00~17:00	希望と計画によるもので調整有	18名
訪問提供時間	24時間 電話番号	希望と計画によるもの・突発的なことにも対応 24時間体制 0796-22-7110	
延長・宿泊	宿泊は計画、希望によるもので調整有	・延長は随時	7名まで

- (11) 登録定員 29名

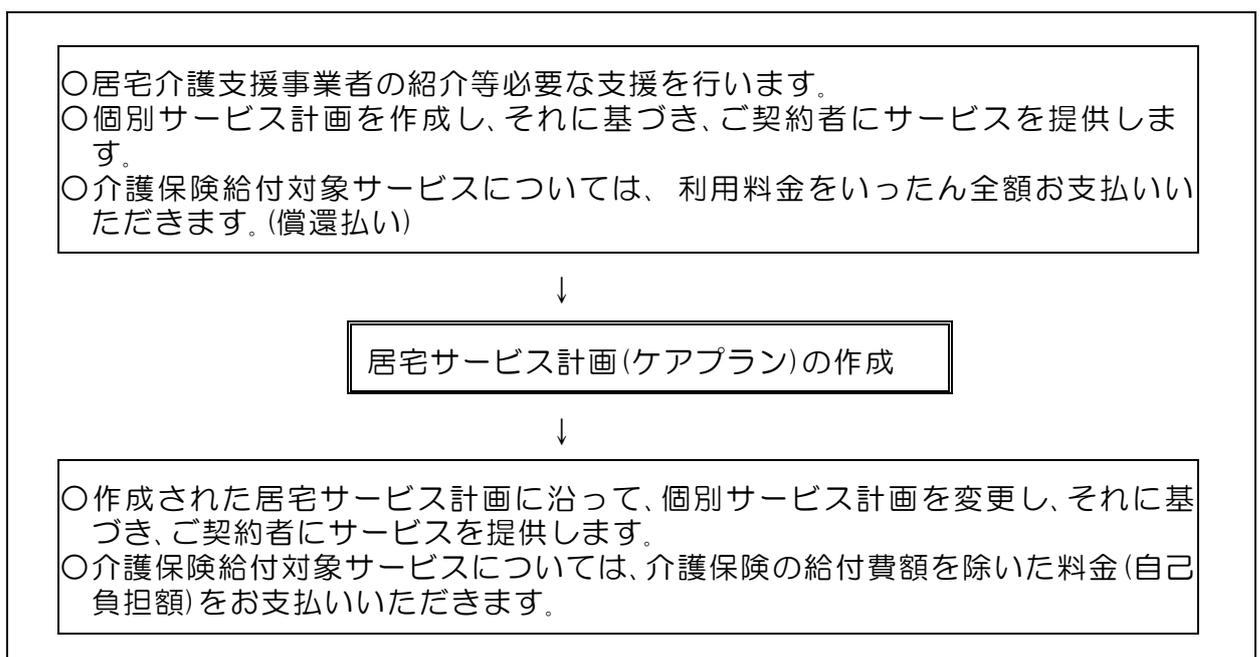
### 3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方法については、「居宅介護サービス計画(ケアプラン)」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する小規模多機能型居宅介護及び、介護予防小規模多機能型居宅介護計画(以下、「個別サービス計画」という。)に定める。  
契約締結からサービス提供までの流れは次のとおりです。(契約書第3条参照)

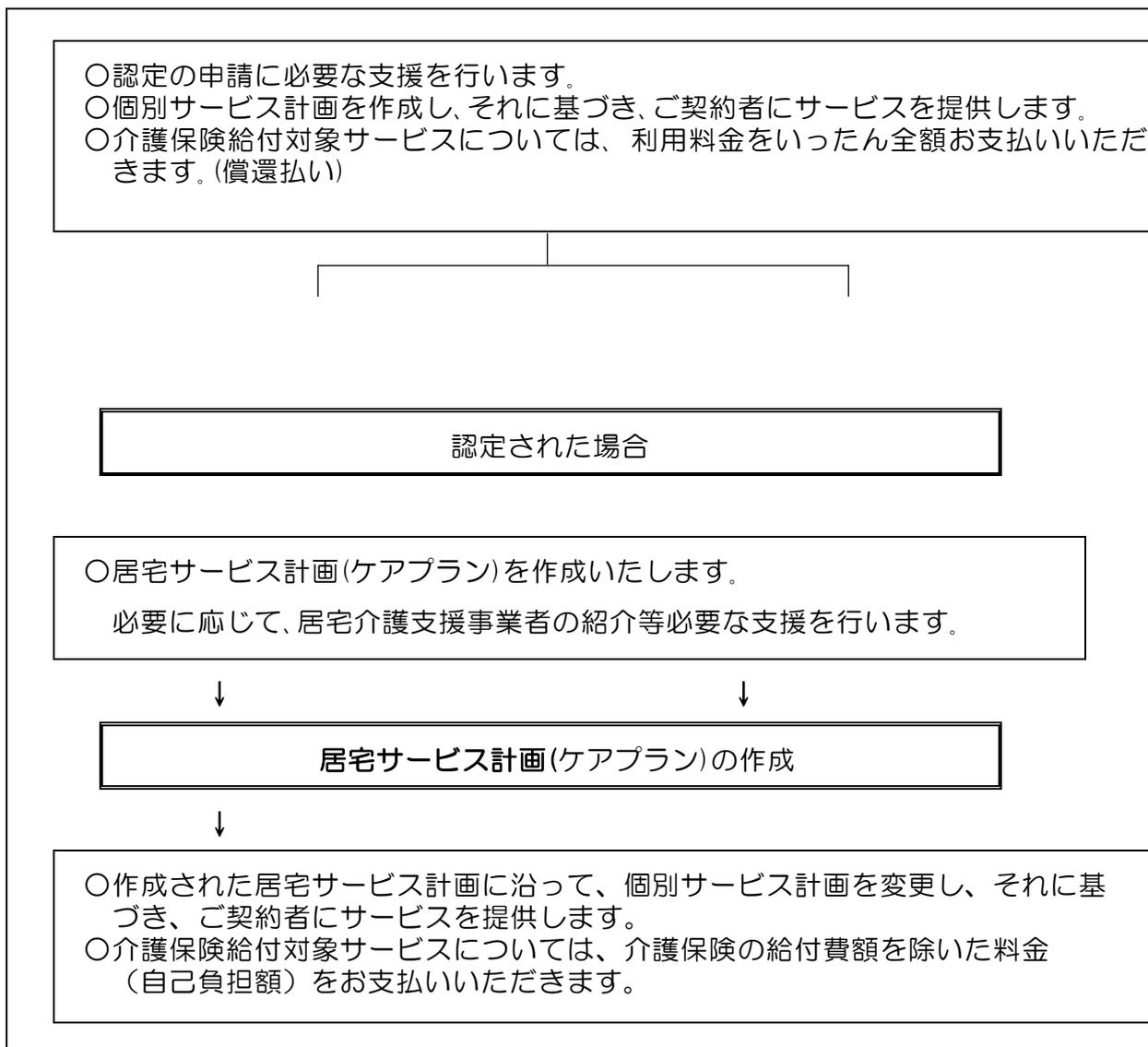


- (2) ご契約者に係る「居宅サービス計画(ケアプラン)」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

#### ① 認定を受けている場合



## ②認定を受けていない場合



## 4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定小規模多機能型居宅介護及び、指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種を配置しています。

〈主な職種の配置状況〉

職 種	人 員	勤務時間	
		種	時間
1.管理者	1名	日勤	8:30 ~ 17:30
2.計画作成担当者	1名	日勤	8:30 ~ 17:30
3.介護職員	1名(宿直必要時)	夜勤	22:00 ~ 翌朝 9:00
1日の介護員数9.5名	1 名	早番	7:00 ~ 16:00
	1 名	早番	7:30 ~ 16:30
交代要員4名	1 名	遅番	10:00 ~ 19:00
	1 名	遅番	11:30 ~ 20:30
	1 名	遅番	13:00 ~ 22:00
4..看護師兼機能訓練指導員	1 名	日勤	8:30 ~ 17:30

4.看護職員 1名 能訓練指導員兼務	非常勤看護師	日勤	8:30 ~ 17:30
-----------------------	--------	----	--------------

<配置職員の職種>

介護支援専門員

小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当します。

利用者の心身の状況や希望等を踏まえ、地域における多様な対応ができるよう勘案し、随時、通い・訪問・宿泊サービスを組み合わせた計画を作成します。

介護職員

ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

看護師兼機能訓練指導員

主にご契約者の健康管理や療養上の世話を行いますが、日常生活上の介護、介助等も行います。また機能訓練を担当します。

1.5名の看護師を配置していますので、日中は毎日勤務しております。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して下記のサービスを提供します。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○小規模多機能型居宅介護サービス</li> <li>○介護予防小規模多機能型居宅介護サービス</li> </ul> |
|--|

また、サービスについて以下の場合があります。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)利用料が介護保険から給付される場合</li> <li>(2)利用料金の金額をご契約者に負担いただく場合</li> </ul> |
|--|

(1) 介護保険の給付となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

1) サービスの概要

①食事（但し、食材料費は別途いただきます）

- ・ 当事業所ではご契約者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。  
（昼食時間）12:00～13:00

②入浴

- ・ 入浴又は清拭を行います。寝たきりの方の機械浴は行いません。

③排泄

- ・ ご契約者の排泄の介助を行います。

④個別機能訓練

- ・ 機能訓練指導員により、ご契約者の心身の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・ 看護職員が、健康管理を行います。

2) サービス利用料金（1日あたり）（契約書第10条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の認定に応じたサービスを利用料金か介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の認定に応じて異なります。）

要支援	自己負担/1ヵ月小規模多機能分	宿泊を利用する場合(5,350円/1日)	
要支援1	3,450円	部屋代	3,500円
要支援2	6,972円	朝食代	500円
要介護度1	10,458円	昼食代	600円
要介護度2	15,370円	おやつ代	150円
要介護度3	22,359円	夕食代	600円
要介護度4	24,677円	日用品電気代一切	500円
要介護度5	27,209円	その他個人に係る費用	適宜

サービス加算料	介護給付金	自己負担金
認知症加算(I)	920単位	920円
初期加算	30単位/1日	30円/1日
看護職員配置加算Ⅲ（介護予防・短期利用除く）	480単位	480円
訪問体制強化加算（介護予防・短期利用除く）	1000単位	1000円
総合マネジメント体制強化加算Ⅱ（短期利用除く）	800単位	800円
サービス提供体制強化加算Ⅲ（短期利用除く）	350単位	350円
介護職員処遇改善加算Ⅱ（所定単位数の14.6%を算定）		

- ご契約者が未だ認定を受けていない場合には、サービス利用料金の金額をいったんお支払いいただきます。認定を受けた後、自己負担金額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- 介護保険からの給付額に変更のあった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。
- 契約者が介護保険料に未納がある場合には、自己負担額については上表と異なることがあります。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第10条参照）以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① サービス利用は指定を受けた当事業所での通所サービス、自宅への訪問サービス、介護困難時における宿泊サービスになります。宿泊サービスにつきましては前記の通りとなりますが、個人的に特別かかった料金につきましては実費負担とさせていただきます。

② 食事の材料費

ご契約者に提供する食事の材料にかかる費用です。

料金：※サービス利用料金（1日あたり）参照

③ 通常の事業実施区域外への送迎及びサービス提供

通常の事業実施地域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと当事業所との間の移動費用として、下記の料金をいただきます。（旧豊岡市の境を基点とし、計測は当施設所持の車両メーターにて行う）

片道おおむね10キロメートル未満	500円
片道おおむね10キロメートル以上15キロメートル未満	1,000円
片道おおむね15キロメートル以上	
5キロメートル増すごとに	500円加算

④ おむつ代(実費相当額)

⑤ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

⑥ 洗濯費用

宿泊サービスご利用中の場合は無料（日用品電気代一切に含む）

デイサービスご利用中に洗濯が当施設にて必要になった場合（送迎時含む）

一般洗濯物150円/1回

当施設にて乾燥に時間の掛かるもの、布団、毛布など300円/1回

(3) 利用料金のお支払い方法(契約書第7条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は次のとおりお支払い下さい。

1ヶ月ごとに計算し、ご請求いたしますので、お手元に送付いたします納入通知書により、納期までに指定金融機関でお支払い下さい。

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の人員定員等の状況により、契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は日時を契約者に提示して協議します。

6. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約期間満了の7日前までに契約者から契約終了の申入れがない場合には、契約は

更に6ヶ月間（要介護認定期間）同じ条件で更新され、以後も同様となります。  
契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮に次のような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書代17条参照）

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判断された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 施設の消滅や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）

- (1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第18条、第19条参照）  
契約の有効期間中であっても、ご契約者から利用契約の全部又は一部を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出下さい。  
ただし、以下の場合には即時に契約の全部又は一部を解約解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 事業所の運営規定の変更に同意できない場合
- ③ ご契約者が入院された場合（一部解約はできません）
- ④ ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合（一部解約はできません）
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑦ 事業者もしくはサービス従事者が濃い又は過失によりご契約者の身体・財物・信用

- (2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第20条参照）  
以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除させて頂くことがあります。

- ① ご契約者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重要な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた細則にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用サービス等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者の行動が他の利用者もしくはサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがあったり、あるいは、ご契約者が重大な自傷行為（自殺にいたるおそれがあるような場合）を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合

- (3) 契約の一部が解約または解除された場合（契約書第21条参照）  
本契約の一部が解約又は解除された場合には、当該サービスに関わる条項はその

効力を失います。

(4) 契約の終了に伴う援助(契約書第17条参照)

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うように努めます。

7. サービス提供における事業者の義務(契約書第10条、第11条)

当事業所は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、ご契約者の生命、身体、生活環境等の安全やプライバシーの保護などに配慮するなど、契約書第14条・第15条に規定される義務を負います。当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご契約者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。ただし、コピー代は有料となります。
- ⑤ ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、ご契約者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥ ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡をおこなう等必要な処置を講じます。
- ⑦ 事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたっては知り得たご契約者またはご家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません(守秘義務)。ただし、ご契約者に医療上の必要がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、ご契約者の同意を得ます。

8. サービス利用に関する留意事項

(1) 持ち込みの制限

利用にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

- 刃物類、火薬類等他の利用者のサービスや施設管理上支障があると思われる物
- ペット類
- その他、管理者が制限する必要があると認めたもの。

(2) 施設・設備の使用上の注意(契約書第12条、第13条参照)

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
- 故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により現状に修復していただくか又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことはできません。

(3) 禁煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

9. 損害賠償について（契約書第14条、第15条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

10. 緊急時の受け入れについて

- (1) 災害時等の緊急の受け入れは、全ての事情を配慮したうえで できうる限りの支援を行うものとする。
- (2) 通常利用者でない方が様々な事情により、宿泊を兼ねた短期の利用を希望された場合、当事業所の定員29名を超えない状況においてのみ、利用していただくことができる。しかし、定員29名を超えている場合においては利用することはできない。利用料金は当施設既定のものとする。

11. 苦情の受付について（契約書第24条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口(担当者)

主〔職名〕 管理者 ・ 葉 賀 晴 彦  
岸 本 眞 理 子

○受付時間 毎日 9:00～17:00

TEL 0796-22-7110

携帯 080-2409-4334 (管理者)

(2) 行政機関その他苦情受付機関

○国民健康保険団体連合会	所在地 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号 電話番号 (078) 332 - 5617 FAX番号 (078) 332 - 5650 受付時間 8:30～17:15 月～金
○豊岡市市役所高年介護課	所在地 豊岡市立野町12-12 電話番号 (0796) 24 - 2401 FAX番号 (0796) 29 - 3144 受付時間 8:30～17:15 月～金

受付時間 8:30～17:15

- ※ この重要事項説明書は令和 4年 1月 1日より施行する。
- ※ この重要事項説明書は令和 4年 8月 1日より施行する。
- ※ この重要事項説明書は令和 5年 3月 14日より施行する。
- ※ この重要事項説明書は令和 7年 4月 17日より施行する。

指定小規模多機能型居宅介護及び、指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日 時

説明場所 豊岡市泉町7番30号 銀ちゃんの家2階事務室兼相談室

その他

事業者職名 管理者

氏名 葉賀晴彦 印

### 同意書

令和 年 月 日

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定小規模多機能型居宅介護及び、指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に同意いたしました。

契約者（利用者）

住所

氏名 印

私は、契約者が事業者から重要事項の説明を受け、指定小規模多機能型居宅介護及び、指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に同意したことを確認しましたので、私が、契約者に代わって署名を代行いたします。

署名代行者

住所

氏名 印

（契約者との関係）

立会人

住所

氏名 印

（契約者との続柄）

## 個人情報使用同意書

重要事項7. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条・11条）の⑦事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたっては、知り得たご契約者またはご家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません【守秘義務】

ただし、ご契約者に医療上の必要がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。また、ご契約者との契約の終了に伴う他機関への援助を行う際にも、ご契約者またはご家族に同意を得た上で、円滑にご契約者が他機関の援助をスムーズに受けられるよう情報を提供する場合があります。

その他、必要性のある場合にはその都度同意を得るようにします。

上記のような場合に

情報の提供をすることに同意します

指定小規模多機能型居宅介護サービス事業者

特定非営利活動法人 銀ちゃんの家

管理者 葉 賀 晴 彦 様

令和 年 月 日

同意者

氏 名

印 （続柄）